

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） アンビカ・ブダ・シン

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京都 外1名

答 弁 書

2024年1月18日

東京高等裁判所第9民事部C係 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則
同 弁護士	小 川 隆太郎
同 弁護士	橘 真理夫
同 弁護士	川 上 資 人
被控訴人訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審被告東京都の一審原告に対する控訴を棄却する
- 2 一審原告と一審被告東京都との間に生じた控訴費用は、一審被告東京都の負担とするとの判決を求める
との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する求釈明

1 亡アルジュン氏の死因に関する主張

- (1) 一審被告は、控訴理由書11及び12頁において中村医師意見書（丙48号証6及び7頁）の「長時間にわたり激しい運動をすることで、全身の筋肉が損傷され、有害物質（ミオグロビン及びカリウム等）が全身に徐々に運ばれると

いう運動誘発性急性腎障害が生じる可能性は認められるところ、亡アルジュンは、身体抑制後に激しく動き続けたことが原因で全身に筋挫滅が生じ、高ミオグロビン血症、高カリウム血症が生じた可能性が高いこと」との記載を引用した上で、「このような激しい運動ともいえる暴れにより亡アルジュンの全身に筋損傷が生じ、徐々に流出した有害物質により危険性が高まっていたところで不整脈から心停止に至ったと考えるのが合理的というべきである。」（控訴理由書12頁）と主張し、さらに「亡アルジュンが、原判決も認める適正な戒具使用の下、約2時間にもわたって暴れ続けたことにより、全身に筋損傷が生じ、徐々に流出したミオグロビンやカリウムにより危険性が高まっていたところで、不整脈から心停止に至ったものであり、このことは、救急医としての専門的知見も有する中島医師意見書（丙48号証）及び本件血液検査の結果とも何ら矛盾するものではない。」（控訴理由書13頁）とも主張する。

一方、中島医師意見書（丙48号証）では、アルジュン氏の死因について、「循環血液量減少性ショックに加えて、運動誘発性急性腎障害と筋挫傷による高カリウム血症で生じた不整脈が死因であると考えられる。」（5頁）、「つまり、アルジュン氏は約2時間にわたって戒具を外そうと激しく身体を動かしたことによって、全身の筋肉が損傷して筋挫傷（筋挫滅）が発生し、これにより急性腎不全に起因する高カリウム血症と、筋挫滅による細胞崩壊に起因する高カリウム血症が生じ、これらによる不整脈によって死亡したものと推定される。」（6頁）との記載がある。

したがって、一審被告の上記主張においては、中島医師意見書（丙48号証）における「（運動性誘発性）急性腎不全に起因する高カリウム血症」については言及されていない。

（2）そこで以下求釈明する。

【求釈明1】

一審被告の上記主張における直接死因としての病名を特定されたい。

また、中島医師意見書のうち、「(運動性誘発性)急性腎不全に起因する高カリウム血症」を死因とするという意見については否定するという事か。

【求釈明2】

中島医師意見書(丙48号証)は、筋挫滅の原因について、「そうすると、緊縛による阻血が原因で筋肉が壊死したとはいえ、戒具を外そうと激しく身体を動かした事により全身の筋肉が壊れ、そこからカリウムが徐々に流出したものと考えるのが自然である。」との記載がある。一審被告の上記主張における「亡アルジュンが、原判決も認める適正な戒具使用の下、約2時間にもわたって暴れ続けた事」の亡アルジュン氏の動機・目的は、戒具を外そうと激しく身体を動かした事にあるという主張でよいか。

だとすると、主に戒具装着部分の筋肉が壊れる事となるが、亡アルジュン氏に対する戒具の使用による筋挫滅は一切原因となっていないとの一審被告主張との整合性について、どのように説明するの事か。

2 倉持警部補らの職務行為に関する主張

一審被告は、控訴理由書25頁において、原判決が倉持警部補らが検察官送致を優先させ亡アルジュン氏に適切な治療を受けさせる措置を講じなかった判断が裁量権の範囲を逸脱したものであるとした根拠として3点を挙げていると主張する。

(1) 亡アルジュン氏の両手首から先の膨張及び変色の状況

そのうち1点目として、一審被告は、原判決が倉持警部補の「すごい手しているな、こいつ」という発言を原判決が裁量権逸脱の根拠としていると整理し、「経験則又は論理則に照らして不合理とはいえない同発言をその根拠とする事は相当とはいえない」と主張している(控訴理由書24～25頁)。

もっとも、原判決は、「暴れ続けた後のアルジュンの両手首から先の膨張及び変色の状況は、ベルト手錠の取り外しに当たった倉持警部補が『すごい手をして

いるな、こいつ』と思わず口にするほどの状態であったものである。」と判示している（原判決36～37頁）。すなわち、倉持警部補の発言そのものを根拠としているわけではなく、アルジュンの両手首から先の膨張及び変色の状況が、ベルト手錠の取り外しに当たった倉持警部補が『すごい手をしているな、こいつ』と思わず口にするほどの客観的状态にあったことを根拠としている。そもそもこの点において一審被告の主張は失当である。

仮にこの点を措くとしても、一方で一審被告は、「当該発言から、亡アルジュンの両手首の状態が、生命及び身体に危険が及ぶ程度のものであったかのように評価し、倉持警部補がそのことを認識しながら検察官送致を優先した判断を裁量権逸脱であると判示している」ことを批判する（控訴理由書25頁）。一審被告においても当該発言は経験則又は論理則に照らして不合理とはいえないと認めているにもかかわらず、当該発言をもって、「亡アルジュンの両手首の状態が、生命及び身体に危険が及ぶ程度のものであったかのように評価」することがなぜ誤りとなるのか根拠が不明である。したがって反訴原告は、反訴被告に対して、当該根拠を明らかにするよう求める。

（2）戒具装着のまま2時間以上も暴れ続けるという異常事態

2点目として、一審被告は、原判決が「戒具を装着した状態で腕や足を動かすと相当の痛みを伴うため、2時間以上も暴れ続けること自体が異常であり、経験豊富な留置担当官らも初めての経験であると口を揃える事態であった」ことを裁量権逸脱の根拠としていることについて、控訴理由書26頁において、「仮に倉持警部補らが亡アルジュン氏を直ちに病院に搬送する必要があると認めていたとしても、暴れのある亡アルジュンを受け入れて診察してくれる医療機関を探索する必要があり」「探索には相応の時間を要することが認められるし」、また「亡アルジュンの鎮静をまって病院に搬送するとの判断にならざるを得ないのであるから、上記②の事情を考慮すれば、病院搬送義務に係る裁量権の範囲を逸脱した

との結論にはらない」と主張する。

しかし、亡アルジュン氏を診察してくれる病院の探索及び亡アルジュン氏の鎮静のために相応の時間が要するとして、そのことがなぜ、倉持警部補らが亡アルジュン氏を直ちに病院に搬送する必要があると認めていたにもかかわらず、亡アルジュン氏に適切な治療を受けさせることよりも検察官送致を優先するという判断の合理性を基礎付けることになるのかその根拠が不明である。したがって反訴原告は反訴被告に対して、当該根拠を明らかにするよう求める。

(3) 中村警部補の鬱血した場合に直ちに病院搬送すべきとの認識

3点目として、一審被告は、原判決が「中村警部補が、血流の循環を妨げると鬱血して血栓ができるとの知識を有し（証人中村）、鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性があることを認識していたこと」を裁量権逸脱の根拠としていることについて、「中村警部補は、血液の循環を妨げると血栓ができたりすることを知っているとの証言をしているが（中村39ページ）、そもそも医学的知見を有しない中村警部補は、血栓について一般的な知識の範囲の内容を証言したものと認められるのであり、当該証言をもって、中村警部補が『鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性があることを認識していた』と認定することは論理の飛躍というべき」と主張する（控訴理由書26頁）。

しかし、中村警部補の証言は正確には以下の内容である（中村尋問調書39～40頁）。

一審原告代理人（小川）

(...)その指示教養の中で戒具を使用するときの留意点として、戒具の使用によって拘束している部分がうっ血したり腫れたりしてないかどうかということを確認すると、それが重要な事項だというふう
に習ってますよね。

中村警部補

はい。

一審原告代理人（小川）

それ、なぜそれが重要事項なんですか。

中村警部補

やはり、被留置者の血液の循環を妨げないよう、外されてしまわないように装着するのが。

一審原告代理人（小川）

そうですね、血液の循環を妨げると危険なんですよ。

中村警部補

はい。

一審原告代理人（小川）

どうなるって知ってますか、循環妨げちゃうと。何が起こるんですか。

中村警部補

うっ血するとか。

一審原告代理人（小川）

血栓ができたりするっていうのは知ってますか。

中村警部補

はい。

一審原告代理人（小川）

血液の循環が滞ると。

中村警部補

循環が悪くなるのは知っています。

一審原告代理人（小川）

そういう血液の循環を妨げてしまったと、うっ血してた、腫れ上がっているということが分かった場合は、どのような対応方法をする

べきだというふうに習ってますか。

中村警部補

すぐ病院に連れていったり、そういう対応をします。

このように中村警部補は、医療従事者ではないものの、約13年間（事件当時）の豊富な経験を有する留置担当官として、戒具使用の指示教養の内容を踏まえて、うっ血や腫れ上がっていることが分かった場合には、「すぐ」に病院に連れて行くという認識であったと証言している。

仮に一審被告の主張のとおり、中村警部補が「鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性があることを認識していた」のではないとすれば、中村警部補は、うっ血や腫れ上がっていることが分かった場合には、「すぐ」に病院に連れて行くという認識であったと証言することはなかったものである。

さらに「留置業務執務資料」の「戒具使用上の個別的留意事項」（丙41の2・38頁）において、ベルト手錠および捕縄の「留意事項」として「○必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げないように注意する。」とも明記されている。

それにもかかわらず、一審被告は、一審判決が、当該証言をもって、中村警部補が『鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性があることを認識していた』と認定することは「論理の飛躍」であるとする。一体何ををもって「論理の飛躍」と主張しているのか、論旨を明確にするよう求める。

第3 一審原告の主張

一審被告の控訴理由に対する一審原告の反論は、上記求釈明の回答を踏まえ追って主張する。上述のとおり、一審被告の主張内容と中島医師意見書（丙46）の内容には齟齬があるため、この点について一審被告の主張を明確にすることは一審原告の反論を検討する上で極めて重要である。また、亡アルジュン氏の死因に関する一審被告主張及びその証拠とされる中島医師意見書（丙46）については、当方協

力医の意見を踏まえて反論を予定しているが、そのためにも上記求釈明への回答が必須である。

以上